

令和4年5月 遊佐町農業委員会第2回総会議事録

1. 開催日程 令和4年5月25日(水) 午後2時00分～午後4時00分
2. 場 所 遊佐町役場 第4会議室
3. 会議に付した議案

- | | |
|-------|--|
| 報告事項1 | 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について |
| 報告事項2 | 解約について |
| 報告事項3 | 農地法第18条第6項の規定による通知受理について |
| 議第4号 | 非農地証明願いについて |
| 議第5号 | 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請について |
| 議第6号 | 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請について |
| 議第7号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |

4. 出席委員 (16名中15名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	齋藤勝広	2	三浦祐輝	3	荒生あや子	4	高橋敬
		6	今野忠勝	7	小野寺一博	8	菅原幸男
9	鈴木一弥	10	榊原一男	11	高橋正樹	12	大谷進一
13	石垣建	14	鈴木寿一	15	伊原ひとみ	16	佐藤充

5. 欠席委員 (1名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
5	小松正志						

6. 出席農地利用最適化推進委員 (0名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名

8. 事務局出席者 (3名)

館内ひろみ事務局長、菅原恵里係長、遠藤史貴主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0名 なし)

10. 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、遊佐町農業委員会 5 月定例会を開催します。 はじめに、本日の出欠状況の報告を 榊原懲罰委員長よりお願いします。 (10 番榊原一男委員が挙手し、議長が指名する)</p>
10 番榊原一男委員	<p>本日の出欠状況について報告いたします。 委員 16 名中欠席 1 名、出席 15 名で、過半数以上の委員が出席しております。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。以上報告を終わります。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それでは、佐藤会長よりご挨拶をお願いします。</p>
佐藤会長	<p>お忙しい中、大変ご苦勞様です。田植えも無事一段落して良かったと思います。畑は年中忙しいのかわかりませんが、天気等良いので気を付けて作業をお願いします。</p> <p>それから新型コロナ感染状況ですが、連休明けの先週あたりから十数名という感染者がでて、今日は 5 名程出ていました。テレビ等では 2 メートル以上離ればマスクを外しても良いと言っていますが、各人諸々考慮していきましょう。</p> <p>また、戦争が始まって 3 か月になりますが、農業資材が確実に 1 割以上は値上がるようです。困ったものです。それから食料についても、日本もしかり世界中が輸入に頼っているということで改めて自国の自給の重要性が見直しされるようです。私たちの生産調整も緩和になればと期待しております。</p> <p>それから 2 つほど関係あることを話したいと思います。</p> <p>農地の将来的な集約ということで、「人・農地プラン」が法定化され、「地域計画」というのが農地関連法で成立したそうです。内容としましては、「目標地図」というのを掲げ、10 年間でそれに近づけていこうということでもあります。ただ、図面上で様々掲げても、現状はやはり後継者もですが担い手が少ないです。簡単にはいかないであろうと思います。</p> <p>それから最近の新聞記事に農地の転用違反というのが書かれておりました。見た人はご存じかもしれませんが、全国で農業者以外の転用違反が 7 割を占めるという内容でした。遊佐でも 4、5 年位前に農家さんから報告がありまして転用違反を防いだというのもあります。皆さんからもそのようなことがありましたら事務局に相談して防ぎたいと思いますのでよろしく願いいたします。</p> <p>それでは本総会に提出しました案件の慎重審議よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤充会長より議長をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規定による、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〈異議なしの声〉</p>

	<p>では 14 番鈴木寿一委員、15 番伊原ひとみ委員にお願いします。なお、書記は、事務局の遠藤主事を指名します。</p> <p>それでは、総会次第に基づき進行いたします。</p> <p>報告事項について事務局より説明願います。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>ご説明いたします。報告事項 1. 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について、合計 4 件、すべて農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。</p> <p>番号 9 計 2 筆、1,821 m²</p> <p>番号 10 計 5 筆、2,717 m²</p> <p>番号 11 計 2 筆、204 m²</p> <p>番号 12 29 m²、1 筆のみ</p> <p>以上 4 件、全て相続による所有権の取得です。</p> <p>続きまして、報告事項 2. 解約について</p> <p>番号 1 571 m²、一筆のみ</p> <p>転用のため解約するものです。詳細につきましては議第 5 号で説明します。</p> <p>最後に、報告事項 3. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、農地法第 18 条第 1 項第 2 号、農地の引き渡し期限前、6 箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかたため、通知受理のみで足りる内容となっております。それでは、番号順に説明していきます。</p> <p>番号 3-1、3-2 計 3 筆、8,657 m²</p> <p>このあと説明する議第 7 号 (1) 番号 1、(2)10-1、10-2 で、第三者へ利用権設定するため解約するものです。</p> <p>番号 4-1、4-2 3,000 m²、1 筆のみ</p> <p>借人の耕作が難しくなったため、今年度は相対による契約とするため解約するものです。なお、令和 5 年度より中間管理機構を通した契約とする予定です。報告事項の詳細説明については以上です。</p>
議長	<p>只今の報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。</p> <p>(4 番高橋敬委員が挙手し、議長が指名する)</p>
4 番高橋敬委員	<p>興味本位でお伺いしますが、報告事項 1 の 12 番、80 年も 90 年も前のものが今出てきたというのは何かいきさつ、経過が特にあったのでしょうか。</p>
事務局	<p>高速道路の用地に該当していたため、国土交通省が所有権移転のために相続登記をした件だったと思います。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。</p> <p>議事につきまして、農地利用調整委員会が開催されておりますので、伊原委員長より報告をお願いします。</p> <p>(15 番伊原ひとみ会長代理が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番伊原ひとみ会長代理	<p>5 月 19 日に、第 2 会議室で委員 7 名全員が出席して、農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により農用地利用集積計</p>

	画に係る事前調査及び審議、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整のため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第 7 号について特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。
議長	それでは、議第 4 号 非農地証明願いについて、事務局の説明を求めます。 (事務局係長が挙手し、議長が指名する)
事務局係長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	説明申し上げます。審査基準書、補足説明資料は 1 ページからご覧ください。 番号 1 251 m ² です。 申請地は都市計画区域外、農業振興地域内、土地改良事業受益地外で、昭和 50 年代頃からすでに作付けはしていない状態であり、30 年以上前の圃場整備の際も土地改良区の除外地となっており、賦課金も発生しておりません。段差が急で、農地に復元することは著しく困難で、復元しても農地として継続利用できない状況です。固定資産税も原野で課税されております。 19 日に高橋土地専門部会長、大谷副部会長、小松部会員の 3 名で現地調査を行っておりますので、このあと報告をお願いいたします。 以上 1 件について、現況非農地として証明してよろしいかご審議いただきたいと思っております。以上です。
議長	それでは、番号 1 について、11 番高橋正樹部会長より現地調査の報告をお願いします。
11 番高橋正樹部会長	それでは報告いたします。 当該土地はすごく分りづらいところにあります。昔は段々の田んぼだったそうです。というのを聞いてみんなでびっくりしてきたところです。転作で小豆やさつまいもを植えていたこともあったそうです。この農地に川の橋が架かっていたのですが、リヤカーとか一輪車しか通れないような小さい橋で車は当然走れません。今は人を頼んで年に 2~3 回草刈りをしてもらっているという話でした。誰が見ても農地として利用するのは無理だと思います。よって許可相当と思われます。以上です。
議長	次に 12 番大谷進一副部会長からも現地調査の報告をお願いします。
12 番大谷進一副部会長	はい、報告します。ただ今部会長より丁寧な説明があり、審査基準書の 2 頁目の写真を見てもわかると思いますが、去年までは確かに管理して草刈りがなされ荒れてはいませんでした。しかし農地に復元するのは到底無理かと思っております。なので、非農地証明でよろしいかと思っております。以上です。
議長	それでは、質疑に入ります。 ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし) その他何かご意見等ございますか。
16 番佐藤充委員	非農地にすると、草刈りはもう行わないのでしょうか。
11 番高橋正樹部会長	今まで通り人に頼んで草刈りだけはずっとしていくそうです。結構、

	お金がかかっているそうです。草刈りを頼む人件費等で。
8 番菅原幸男委員	ここに架かっている橋はこの場所のために架かっているのですか。
11 番高橋正樹部会長	基盤整備のためにかけられたようで、大変立派な橋ですが、残念ながら幅が狭く車が通る幅でもあれば良いのですが、それもあります。
議長	他に何かありませんか。 それではないようなので、ここで質疑を終了し採決いたします。 議第 4 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 4 号 非農地証明願いについて、原案のとおり現況非農地として証明することに決定いたします。 次に、議第 5 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について事務局の説明を求めます。 (事務係長が挙手し、議長が指名する。)
事務係長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する。)
事務局	それでは説明いたします。審査基準書は 3 ページ、補足説明資料は 4 ページからご覧ください。 番号 5-1 571 m ² 番号 5-2 988 m ² 譲受人は、どちらも隣の市の法人です。 申請理由は太陽光発電施設の増設のためです。 申請地は、当該集落の西部に位置し、都市計画区域内、土地改良事業受益地外で、令和 3 年 12 月総会で農用地区域から除外した農地であります。おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第 1 種農地と判断されます。既存太陽光発電施設の拡張のために転用許可申請されたもので、既存施設の拡張であり、既存施設の敷地面積の 2 分の 1 を超えないものであるためやむを得ないものと認められます。 19 日に、高橋土地専門部会長、大谷副部会長、小松部会員の 3 名で現地調査を行っておりますので、この後報告をお願いいたします。以上です。
議長	それでは、11 番高橋部会長より現地調査の報告をお願いします。
11 番高橋正樹部会長	報告致します。この場所は町の採石跡地です。以前にも出た場所なのですが、前回同様なんなら問題ないと思って見てきました。 ただひとつ、譲受人から話を聞いて心配になったことが一つありました。帰り際にこっそりと、譲受人に「今現在の売電価格はいくらですか」と聞いたところ 10 円台だそうです。太陽光パネルを設置して元が取れるのが 20 年かかるという話でした。そのパネルが仮に耐用年数が経過した時にいったいどうなるのかなという心配をして帰ってきたところでした。修理したり、貼り替えをしたりと、もう桁外れな金額になると思うのでいったいどうなるのかと。遊佐町にも莫大な枚数のパネルがあるわけで、それらも耐用年数が経過した時にはどうなるのかと心配して帰ってきたところでした。以上です。
議長	次に、12 番大谷副部会長より現地調査の報告をお願いします。

12 番大谷進一副部会長	ただいま、部会長からも話がありましたが、前回の現地調査で見た状況がそのまま継続になって管理も行き届いており、なんら問題ないと思います。以上です。
議長	<p>ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>ご意見等ございますか。ありませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>それでは、ここで質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 5 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 5 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 6 号 農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。審査基準書は 7 ページから、補足説明資料は 25 ページからご覧ください。</p> <p>番号 1 911 m²、貸人は個人で、借人は法人です。</p> <p>申請理由は現場事務所及び駐車場用地のための一時転用です。</p> <p>申請地は、当該集落北東部に位置し、都市計画区域外、農振農用地区域外、土地改良事業受益地内の農地であります。おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第 1 種農地と判断されます</p> <p>隣接地区の基盤整備事業に伴う工場の現場事務所及び駐車場用地として使用するため、一時転用許可申請されたものです。</p> <p>資金も残高証明により確認して確実性があり、許可相当と考えます。</p> <p>19 日に、高橋土地専門部会長、大谷副部会長、菅原委員の 3 名で現地調査を行っておりますので、この後報告をお願いいたします。</p>
議長	それでは、11 番高橋正樹部会長より現地調査の報告をお願いします。
11 番高橋正樹部会長	<p>はい、それでは報告いたします。場所は、遊佐町の北部に位置する桜の名所の南側に位置しています。基盤整備の業者が、事務所、駐車場及び休憩所として使用するそうです。</p> <p>現場事務所の周りは借人が草刈りをして管理していくということでした。周りになんら悪影響がないことから問題ないと思ってきました。以上です。</p>
議長	次に、12 番大谷進一委員より、現地調査の報告をお願いします。
12 番大谷進一副部会長	はい、報告します。ただ今部会長からも説明がありましたが、事務所の周辺も借人である業者が管理するということが問題ないかと思いません。
議長	最後に、8 番の菅原幸男委員より、現地調査の報告をお願いします。
8 番菅原幸男委員	はい、私も同様に問題ありません。以上です。

議長	<p>ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。ご意見等ございますか (意見・質問なし)</p> <p>それでは、無いようなので、ここで質疑を終了し採決いたします。 議第 6 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 6 号 農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。 続きまして、議第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は 11 ページからご覧下さい。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内訳につきまして、 (1) 所有権移転は 1 件、(2) 利用権設定は新規設定が 2 件、再設定が 2 件、(3) 利用権移転については、今回申請はありません。</p> <p>計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。 計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 それでは個別に説明します。</p> <p>(1) 所有権移転について 番号 1 計 3 筆、8,657 m² 総額 4,328,500 円の売買による所有権移転です。 譲受人が法人構成員のため、所有権移転と同時に法人へ利用権設定を行います。利用権設定についてはこの後(2)の番号 10-1、10-2 で説明します。現地調査は高橋正樹委員に依頼しておりましたので、この後報告をお願いします。所有権移転についての説明は以上です。</p> <p>続きまして、(2) 利用権設定について説明します。審査基準書は 12 ページへお進みください。それでは、順番に説明します。 番号 10-1、10-2 につきまして、新規に設定です。 先ほどの(1) 所有権移転について、で説明した件に関連するものです。所有権移転するために自身が所属する法人へ利用権設定する必要があるため、申請があったものです。 番号 10-1、10-2 計 3 筆、8,657 m² 期間は 10 年と 6 ヶ月であります。 こちらの土地に関して、賃借人が所有者の譲渡人より買ってほしいと頼まれていた土地であり、中間管理機構を通す必要があったため 5 月総会にかけるものであります。 続きまして番号 11 と 12 は同一人と再設定です。 番号 11 1,006 m²、1 筆のみ</p>

	<p>金額は 3,622 円で、期間は 3 年です。 番号 12 1,616 m²、1 筆のみ 金額は 5,817 円で、期間は 3 年です。 続きまして、番号 13 は新規に設定です。 番号 13 計 4 筆、17,179 m² 金額は 34,358 円で、期間は 5 年です。</p> <p>こちらの土地につきまして、貸人が自作しておりましたが高齢のため耕作が難しくなったため新たな耕作者を探していたところ、隣の市の借人と知り合い耕作をしてもらうこととなったということでした。また、借人に聞き取りしたところ、この畑の他にも別の場所で畑を借りて耕作しているということでした。その畑ではサツマイモを作付けしており、今回の土地についてもサツマイモの耕作に取り掛かりたいとのことでした。</p> <p>農機具についてはトラクター1台、軽トラック1台を所有しており、もう一方の借りている畑に置かせてもらっているとのことでした。その農機具を使って今回の畑も耕作したいということでした。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。始めに、(1) 番号 1 と(2) 番号 10-1、10-2 について審議します。これらの件は 10 番榊原一男委員に関する案件ですので、榊原委員は一時退席願います。</p> <p>(10 番榊原一男委員、一時退席)</p> <p>それでは質疑に入ります。</p> <p>(1) 番号 1 と(2) 番号 10-1、10-2 について、何か質問・意見等はございますか。</p> <p>その他何かご意見等ございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 7 号の (1) 番号 1 と(2) 番号 10-1、10-2 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、これらの件については原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>榊原委員は着席願います。</p> <p>(10 番榊原一男委員、着席)</p>
12 番大谷進一委員	議長、現地調査の報告を。
議長	そうでした。では、11 番高橋正樹部会長より現地調査の報告をお願いします。
11 番高橋正樹部会長	<p>ちょっと後回しになってしまいましたが。</p> <p>議案書 12 ページ(1) 所有権移転ですが、13 日に現地を見てきました。この時にはもう、綺麗に田植えが終わっていました。帰ってきてから譲受人から話を聞きましたが、以前は別の人が作っていて、今回どうしても譲受人に当該田を買ってもらいたいと無理やりお願いされて、仕方なく買うことになったそうです。</p> <p>譲受人は立派な後継者もおりますし機械類も余るほど持っているの、なんら問題は無いと思います。以上です。</p>

議長	<p>それでは、ただいま審議いただいた案件以外について質疑に入ります。事務局説明に対して、何か質問・意見等がございますか。</p> <p>その他何かご意見等ございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。議第7号の(1)番号1と(2)番号10-1、10-2以外の案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第7号の(1)番号1と(2)番号10-1、10-2以外の案件について、原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>予定されておりました議事は以上ですが、皆さん、他に何かありましたら宜しく願います。 ございませんか。</p> <p>(委員、事務局共になし)</p> <p>ないようですので、これで5月の定例総会を閉会します。ご協力ありがとうございました。</p>
----	---